

# 第1回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官

石田正範

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に、独立行政法人国際協力機構（JICA）が開始した同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局<sup>1</sup>（以下「法規総局」という。）及び同省知的財産総局<sup>2</sup>（以下「知財総局」という。）を実施機関（以下インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局を「実施3機関」という。）とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）<sup>3</sup>に全面的に協力しており、当所から本プロジェクトのために検事2名（1名は裁判官出身）をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトの特色としては、民法や民事訴訟法等といった基本法に関する支援がオーソドックスな法整備支援であるとするれば、知的財産権の保護を軸として、ビジネス関連法令の整備等をも視野に入れた、いわば新しい形の法整備支援といえる点や、それらの点と関連するが、本プロジェクトは従前我が国の特許庁<sup>4</sup>が協力してきたJICAプロジェクト（実施機関は知財総局）を発展させる形で形成されたものであることから、特許庁と同一プロジェクトに協力している<sup>5</sup>という点が挙げられる。

そして、本プロジェクトにおける最初の本邦研修として、実施3機関関係者と日本側関係者が顔合わせをするとともに、実施3機関それぞれと関連する日本側機関を訪問し、日本側の知見を得るほか、インドネシアの政府機関は日本以上に政府組織が縦割りであり、他機関の関係者との関係が希薄といわれていることから、本プロジェクトに関係する実施3機関の関係者同士の横の連帯関係を構築してもらうことなどを目的として、第1回インドネシア法整備支援本邦研修（以下「本研修」という。）を東京において実施した。

本研修の日程は、平成28年7月21日から同月28日までの間（移動日除く、最高裁判所及び知財総局については同月27日まで）<sup>6</sup>であり、研修員は、最高裁判所からラミ・ムリアティ最高裁判所裁判官ら7名、法規総局からウィドド・エカチャヒアナ法規総局長ら

<sup>1</sup> 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

<sup>2</sup> 我が国の特許庁等に相当する組織である。

<sup>3</sup> 平成32年12月までの5年間で予定。本プロジェクトの詳細については、横幕孝介 JICA 長期派遣専門家が執筆した ICD NEWS 第67号（2016年6月）51ページ「[インドネシア] インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」を参照されたい。

<sup>4</sup> 我が国の特許庁は、約20年前から知財総局へ職員を長期派遣しており、本プロジェクトへの協力としては、平成27年12月から、職員1名をインドネシアへ長期派遣している。

<sup>5</sup> 我が国の特許庁は、ベトナム、ミャンマー等でも、JICAプロジェクトを通じて支援をしているが、当省と特許庁が同一プロジェクトに協力しているのは、インドネシアのみである。

<sup>6</sup> 日程は、別添1（日程表）のとおり。

7名、知財総局からサルモン・パルデデ知財総局捜査・紛争解決局長ら7名の合計21名であった<sup>7</sup>。

以下、その概要を報告する。

## 第2 本研修の概要

### 1 訪問等

#### (1) 知的財産高等裁判所訪問

前記のとおり、本プロジェクトは知的財産権の保護を軸としている上、当所から長期派遣している裁判官出身の検事は、我が国の知的財産高等裁判所での勤務歴を有することなどから、同裁判所を訪問し、同裁判所長を表敬訪問したり、同裁判所の施設を見学したり、同裁判所の裁判官から、同裁判所における知的財産関連訴訟の審理、処理状況について、概要説明を受けた。

研修員も、高裁レベルにおいて知的財産関連訴訟を知的財産高等裁判所に専門的に取り扱わせる日本のシステムや、同裁判所における同訴訟の処理状況について強い興味を有した模様で、同裁判所の裁判官に多くの質問を投げかけていたほか、本研修後のアンケートでは、「知的財産高等裁判所において日本の知的財産事案の裁判、解決の流れを学べたことが有益であった。」旨の回答がなされるなどした。

#### (2) 法務省法務総合研究所訪問

前記のとおり当所は本プロジェクトに全面的に協力していることから、当所所長を表敬訪問し、同所長と懇談するとともに、同所長から国際協力を含めた当所の業務について、概要説明を受けた。

#### (3) 最高裁判所訪問

最高裁判所を訪問し、秘書課参事官を表敬訪問したり、同裁判所の施設を見学したり、同裁判所で勤務する裁判官及び書記官から同裁判所の事件の審理・処理状況等について、概要説明を受けた。

#### (4) 内閣法制局訪問

現在インドネシアでは法令間の整合性の確保が喫緊の課題となっており、そのためには法規総局による法案審査が重要な意味を持っていることから、とりわけ法規総局関係者が、我が国の内閣法制局による法案審査のシステムに対して従前から非常に強い関心を有していた。

そこで、内閣法制局を訪問し、同局長官を表敬訪問したり、同局総務主幹から同局の組織、業務、法案作成過程における同局の役割等について、講義を受けたりした。

研修員は、内閣法制局による法案審査のシステムに対して、非常に強い興味を抱いた模様で、他省庁からの出向者が参事官として法案の審査に当たることで、各専門分野について深いレベルで審査を行っているわが国のやり方について、質問が出された

---

<sup>7</sup> 研修員の氏名、役職等は、別添2（研修員名簿）のとおり。

ほか、本研修後のアンケートでも、「内閣法制局での講義内容は、インドネシアでの法令策定プロセスとの比較に有益であった。」「内閣法制局では、立法プロセスにおける新しい知見を得た。」旨の回答がなされるなどした。

#### (5) 司法研修所訪問

インドネシア最高裁判所からの研修員は、裁判官に対する研修について強い興味を有していたことから、司法研修所を訪問し、同研修所所長を表敬訪問したり、施設見学をしたり、同研修所の教官から、同研修所における裁判官を含めた職員への研修状況等について説明を受けたりした。

研修員は、司法研修所による研修システムに強い興味を抱いた模様で、本研修後のアンケートでも、「司法研修所における、外部の機関での研修、専門分野における研究会についての情報が有益であった。」「日本の司法研修所の手法、業務、制度はインドネシアの司法研修所のカリキュラムの改善に役立つ。」などといった回答が得られた。

#### (6) 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）訪問

前記のとおり、我が国の特許庁は、知財総局に対して長年支援をしており、両機関の間には緊密な協力関係が築かれていることなどから、特許庁及び INPIT<sup>8</sup> を訪問し、同庁総務課長を表敬訪問したり、同庁及び INPIT の施設見学をしたり、同庁職員から同庁の業務、審判制度等について、概要説明を受けたりした。

研修員は、特許庁の効率的な業務遂行状況や、INPIT で見学した商標等の検索システムについて、強い印象を受けた模様であった。

#### (7) 工場訪問

前記のとおり、本プロジェクトは知的財産権の保護を軸としていることなどから、特許が取得されている製品を製造しているユニ・チャームプロダクツ白川工場を訪問し、同工場でのオムツ等の製品製造過程を見学するなどした。

#### (8) 東京税関外郵出張所訪問

知的財産権の保護に当たっては、税関における知的財産侵害物品の取締りが重要であることなどから、東京税関外郵出張所を訪問し、施設見学をしたり、同出張所職員から、同出張所の業務、前記取締り状況等について説明を受けたりした。

とりわけ知財総局からの研修員は、現場における知的財産侵害物品の見抜き方等について、強い興味を有している模様であった。

## 2 意見交換

全体での意見交換においては、研修員の一部から、各訪問先における質問時間がもう少し欲しかった旨の意見が出されたものの、本研修の日程、内容については、研修員全員から積極的評価がなされた。

また、全体での意見交換に加えて、当部と法規総局との間では、個別の意見交換を実

---

<sup>8</sup> 特許庁と同一建物内に所在。

施した。

その際には、インドネシアにおける法案作成過程について、相当程度詳細な説明を受けることができ、本プロジェクトにおいて同総局との関係での今後の活動内容を固める上での前提知識を深めることができたほか、従前より同総局から事実上要請が出されていた「2011年インドネシア法律第12号」<sup>9</sup>の改正に対する支援について、法規総局側から具体的な要望を伺うことができ、今後の本プロジェクトの活動に大いに資するものとなった。

### 3 その他

#### (1) 昼食会

当部阪井光平部長主催の意見交換会兼昼食会を実施し、阪井部長ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

その場では、阪井部長から、我が国における「法曹」の概念についての説明がなされたが、それが研修員の印象に強く残った模様であり、本研修後のアンケートでも、多くの研修員がその旨の回答をしていた。

#### (2) 懇親会

公益財団法人国際民商事法センター主催の懇親会が開催され、研修員と日本側関係者との間で一層の懇親が図られた。

## 第3 所感

本研修は、本プロジェクト開始後最初の本邦研修であり、本件プロジェクトに関係する実施3機関の研修員には、できるだけ多くの日本側関係者と顔合わせをしていただきかったこと、また実施3機関の横の連帯関係を構築してもらう狙いもあって、職域、関心事項が異なる実施3機関の合同という形で研修を実施したこと<sup>10</sup>などから、関係機関への訪問を中心としたカリキュラムとなったが、各訪問先において関係者の皆様から丁寧な説明、質疑への回答をしていただき、研修員も日本のシステム、知見について、一定の知識を得ることができたほか、研修員と日本側関係者との間で、本プロジェクトの今後の活動にむけた関係強化がなされたものと思われる。

また、本研修中は種々の局面で、別組織の研修員同士が親密に話をしている場面も見受けられ、また、本研修後のアンケートでも、「本研修により、実施3機関で連携が取れた。」旨の回答がなされるなど、実施3機関の横の連帯関係の強化を図るという本研修の狙いも、一定の成果を挙げられたものと思われる。

最後に、大変御多忙の中、本研修にご協力いただいた関係機関の皆様、通訳の呼子紀子氏らに対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。

<sup>9</sup> インドネシアの立法手続等を規定した法規総局所管の法律。

<sup>10</sup> 2回目以降の本邦研修は、機関ごとに実施。

## インドネシア法整備支援第1回本邦研修日程表

[担当教官:石田教官, 廣田教官, 湯川教官 事務担当:岸田専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00
7 /	水	移動日 最高裁判所(SC), 法務人権省知的財産総局(DGIP), 同省法規総局(DGL) ※7/27AMまで3機関合同	
7 /	木	9:50~10:50 JICA オリエンテーション	11:00~12:00 国際協力部 オリエンテーション
21		12:15~13:30 部長主催意見交換会 写真撮影	14:30~16:30 知的財産高等裁判所訪問
		法務総合研究所赤れんが棟共用会議室	法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
7 /	金	10:10~11:10 最高裁判所訪問	12:00~13:15 JICA主催意見交換会
22		最高裁判所	14:00~16:45 内閣法制局訪問及び講義「法令整合性確保のための施策と取組」 内閣法制局総務主幹 岩尾 信行
			17:30~18:30 DGLとの協議 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
7 /	土	帰国(DGL:ウイット総局長, カルジョノ第一局長)	
7 /	日		
7 /	月	10:00~12:00 司法研修所訪問	14:10~17:10 特許庁, 独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)訪問
25		司法研修所	
7 /	火	13:00~16:00 ユニ・チャームプロダクツ株式会社見学(東白川郡)	
26			
7 /	水	10:00~12:15 東京税関外郵出張所訪問	14:15~15:15 総括質疑・意見交換
27		東京税関	15:45~16:00 修了式(SC, DGIP) JICA市ヶ谷ビル
			15:45~17:00 協議・意見交換(DGL) JICA市ヶ谷ビル
7 /	木	帰国(SC, DGIP)	
28		10:00~12:30 協議・意見交換(DGL) 12:30~13:00 修了式(DGL)	
		法務総合研究所赤れんが棟共用会議室	
7 /	金	帰国(DGL)	
29			

## インドネシア法整備支援第1回本邦研修員名簿

別添 2

	<b>ラミ・ムリアティ</b>
1	<b>Ms. Rahmi Mulyati</b> 最高裁判所民事室書記官
	<b>パハラ・シマンジュンタック</b>
2	<b>Mr. Pahala Simanjuntak</b> 司法研修所教官／高等裁判所判事
	<b>ウイレム・サイジャ</b>
3	<b>Mr. Willem Saja</b> 司法研修所教官／高等裁判所判事
	<b>エニ・ハサヌディン</b>
4	<b>Mr. Ennid Hasanuddin</b> 司法研修所教官／高等裁判所判事
	<b>スウィディア・アブドラ</b>
5	<b>Mr. Suwidya Abdullah</b> 北スマトラ州メダン高等裁判所判事
	<b>ニルワナ</b>
6	<b>Ms. Nirwana</b> タンゲラン特別地方裁判所長
	<b>ティティック・テジャンシ</b>
7	<b>Ms. Titik Tejaningsih</b> 中央ジャカルタ地方裁判所内商事裁判所判事
	<b>ウイドド・エカチャヒアナ</b>
1	<b>Mr. Widodo Ekatjahjana</b> 法務人権省法規総局長
	<b>カルジョノ</b>
2	<b>Mr. Kajono</b> 法務人権省法規総局整合性第一局長
	<b>トリ・ワヒユニンシ</b>
3	<b>Ms. Tri Wahyuningeh</b> 法務人権省法規総局事務局協力課長
	<b>レトノ・エンダ・クマラサリ</b>
4	<b>Ms. Retno Endah Kumalasari</b> 法務人権省法規総局整合性第二局国家開発計画・予算・国有財産調整係長
	<b>リズキ・アルファ</b>
5	<b>Mr. Rizki Arfah</b> 法務人権省法規総局公布・翻訳・広報局翻訳課政策・法・人権・社会福祉係長
	<b>アンドリアーナ・クリスナワティ</b>
6	<b>Ms. Andriana Krisnawati</b> 法務人権省法規総局条例支援起草指導局起草基準・指針課指針・相談係長
	<b>モハマッド・ザムロニ</b>
7	<b>Mr. Mohammad Zamroni</b> 法務人権省法規総局起草局起草担当者
	<b>サルモン・バルデデ</b>
1	<b>Mr. Salmon Pardede</b> 法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局長
	<b>スリ・ラストミ</b>
2	<b>Ms. Sri Lastami</b> 法務人権省知的財産総局総局官房管理・広報課長
	<b>マンガンター・シララヒ</b>
3	<b>Mr. Mangantar Silalahi</b> 法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局執行・監視課長
	<b>ジュジュン・ザエヌリ</b>
4	<b>Mr. Jujun Zaenuri</b> 法務人権省知的財産総局捜査・紛争解決局文民捜査管理・情報管理担当補佐
	<b>ベビ・マリヤティ</b>
5	<b>Ms. Baby Mariaty</b> 法務人権省知的財産総局特許(等)局法律相談・訟務担当補佐
	<b>アハマド・リファディ</b>
6	<b>Mr. Ahmad Rifadi</b> 法務人権省知的財産総局著作権・意匠局集中管理団体担当補佐
	<b>ノファ・スサンティ</b>
7	<b>Ms. Nova Susanti</b> 法務人権省知的財産総局商標・GI局法律相談・訟務担当補佐

【研修担当/Officiels in charge】  
 教官 / Professor 石田 正範 (Ishida Masanori), 廣田 隼 (Hirota Kei), 湯川 亮 (Yukawa Ryo)  
 国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田 俊輔 (Kishida Shunsuke)